

(様式2)

## 後援承認決定通知書

特定非営利活動法人かがわわわ倶楽部  
代表理事 佐野昭三様

公益社団法人全国高等学校文化連盟  
会長 小田島正明



平成30年3月20日付けで申請のあった後援について、次のとおり決定したので通知します。

■ 次のとおり承認します。

事業の名称	第16回民家の甲子園
後援承認期間	平成30年 3月27日(火)～平成30年8月8日(水)
承認の条件	1 名義使用のみの承認とします。 2 事業の内容を変更しないこと。ただし、軽微なものは除きます。 3 やむを得ず事業の内容を変更する場合は、再度申請してください。 4 事業終了後は、事業実施完了報告書(様式3)に決算書等を添付して提出してください。 5 「後援の取扱いに関する規程第8条」(別表抜粋)に該当した場合は承認を取り消すものとします。 6 名義使用によって第三者に与えた損害については、いかなる場合であっても本連盟は一切の責任を負いません。

~~□ 次の理由により不承認とします。~~

決定事項	決定理由
不承認	

(欠格基準)

第4条 次の各号に該当する場合は後援を行わない。

- (1) 専ら営利を目的とすると認められるもの。
- (2) 特定の政党その他の政治団体の政治活動に関連すると認められるもの。
- (3) 特定の宗教活動に関連すると認められるもの。
- (4) 団体等の構成員に暴力団員又はその恐れのある者がいると認められるもの。
- (5) その事業の実施で特定の団体に利害を及ぼすと認められるもの。
- (6) 参加者から参加料等を徴収する場合、その金額が著しく妥当性を欠く場合。
- (7) 事業が公序良俗に反すると認められるもの。
- (8) その他、後援をすることにより本連盟の公正性、中立性が損なわれる恐れがあるもの。

(承認の取消)

第8条 次の場合は承認を取り消すものとする。

- (1) 申請に虚偽の記載があったと判明した場合。
- (2) 前第4条のいずれかに該当することが判明した場合。
- (3) 事業の実施が見込めない場合。
- (4) 承認条件に違反した場合。

別表抜粋 (公益社団法人全国高等学校文化連盟 後援に関する規程)